

令和 6 年 第 8 回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 6 年 4 月 1 8 日（木） 午後 2 時から

場 所 川西市役所 4 階庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告 第 4 号	専決報告について （川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則 の制定について）	

令和 6 年 第 8 回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川 西 市 教 育 委 員 会

目

次

- 報告 第4号 専決報告について
(川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について)

報告第 4 号

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年川西市教育委員会規則第 11 号）第 4 条第 1 項の規定により処理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 18 日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

記

川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について

専決第 4 号

川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について

川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和6年3月29日専決

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

川西市教育委員会規則第 号

川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定

川西市教育委員会職名規則（昭和42年川西市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）技術職員の項中「主任」の次に「、主任保健師」を加える。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川西市教育委員会職名規則(昭和42年川西市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行		改正後（案）									
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)									
<table><tr><th>職員の区分</th><th>職名</th></tr><tr><td>技術職員</td><td>部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、保健師</td></tr></table>		職員の区分	職名	技術職員	部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、保健師	<table><tr><th>職員の区分</th><th>職名</th></tr><tr><td>技術職員</td><td>部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、<u>主任保健師</u>、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、<u>保健師</u></td></tr></table>		職員の区分	職名	技術職員	部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、 <u>主任保健師</u> 、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、 <u>保健師</u>
職員の区分	職名										
技術職員	部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、保健師										
職員の区分	職名										
技術職員	部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、 <u>主任保健師</u> 、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、 <u>保健師</u>										
付 則		付 則									
		（追加） <u>付 則(令和6年3月29日教委規則第5号)</u> <u>この規則は令和6年4月1日から施行する。</u>									